

【件名】 給付型奨学金事業の概要について

【要旨】

区独自事業として検討を進めている給付型奨学金事業について、事業の概要を以下のとおり報告する。

1 実施内容

(1) 事業の対象者と給付の内容

- ・大学・短期大学、高等専門学校（4・5年生）、専門学校への進学予定者及び在学学生を対象とする。
- ・高等教育への進学に係る「入学金」、修学に係る「授業料等」を支援する。

(2) 対象となる学校

国または地方公共団体から対象となることの確認を受けた学校（確認大学等）に在学及び進学する人が給付対象となる。（別紙2のとおり）

(3) 対象者の要件

① 居住場所に関する要件

申込者の生計維持者が、申請日において引き続き1年以上中野区に住所を有しており、給付を受ける際も引き続き中野区内に住所を有していること

② 年齢等に関する要件

確認大学等に進学予定または在学している人で、確認大学等へ初めて入学した日の属する年度における年齢が満29歳以下の人であること

③ 家計に関する基準（収入基準）

申込者及び生計維持者の税情報を確認し、「給付額算定基準額」が154,500円未満であること（申込者と生計維持者の合算）

・給付額算定基準額＝課税標準額×6%－（調整控除額＋調整額）

④ その他

上記要件を満たす応募者のうち、給付額算定基準額が低い者から優先して採用する。

(4) 募集人数

1学年80人程度とする。

(5) その他

社会的養護経験者に対しての高等教育における進学・修学に係る支援につ

いては、社会的養護自立支援拠点事業において実施することを引き続き検討していく。

2 今後のスケジュール（予定）

令和9年度進学予定者向けのスケジュールは以下のとおり。令和9年度以降、並行して在学生向けの奨学生募集を開始する。

令和8年度5月以降	事業周知
7月以降	奨学生の募集
12月頃	応募者への内示
令和9年度4月以降	奨学金の交付決定
6月以降	前期分支給